

東京都立大学労働組合への加入のお願い

東京都立大学の教員および事務系・技術系職員は、「東京都立大学労働組合」を結成し、労働条件の維持・改善とより良い大学づくりをめざして活動を続けています。

本学には、都派遣の職員に加え、法人固有の教員（常勤・非常勤）および職員（正規・非常勤契約・アルバイト）が同一の職場で働いており、法人の固有職員の割合も漸増しています。このような状況のなかで、労働組合の役割も法人化以前とは大きく変わってきています。

本学で働く教員および職員が協力して現在の労働条件の課題を整理し、法人との労使協議を通じて、自らの労働条件を維持・改善するための不断の努力がこれまでも増して重要となっています。

本学の労働組合は、教員・職員がともに交流・行動できる最適な場です。是非とも組合に加入くださいようお願い申し上げます。

■ 組合の概要

東京都立大学労働組合は、1946年に旧制都立高校と都立専門学校5校の教職員組合として出発、東京都立大学・短期大学教職員組合を経て、法人化に伴い2005年4月に公立大学法人首都大学東京労働組合に変更し、2020年4月に法人名・大学名が変更されたこともあり、9月の大会で組合名称を変えました。

東京都公立大学法人に働く教員・職員、具体的には、東京都立大学と産業技術大学院大学に所属する教員（常勤・非常勤）および職員（都派遣、正規・非常勤契約・アルバイト）と東京都立産業技術高等専門学校に所属する職員（都派遣、正規・非常勤契約・アルバイト）などから構成されています。組合のホームページや機関紙『手から手へ』を通じて、組合活動の最新情報を発信しています。

また、東京都労働組合連合会（都労連）の6単組の一つとして、東京都派遣職員の賃金・労働条件向上のとりくみを進めています。

■ 組合の最近の活動事例

労働条件の維持・改善とより良い大学づくりをめざしてさまざまな活動を続けています。

- ◇ 2015年4月より常勤契約職員制度を廃止し、正規職員（1級）へ移行
- ◇ 2015年4月採用の教授・准教授から原則無期雇用とし、在職教員についても無期雇用
- ◇ 助教の任期を原則5年+5年、その後は審査により無期雇用とし、サバティカル制度を実現
- ◇ アルバイト賃金の改善（2019年4月、2020年4月）と、通勤費の支給を実現（2014年4月）
- ◇ 非常勤契約職員の昇給制度と一時金支給（2020年6月より）実現、技術職員の職場環境の改善
- ◇ 臨時職員（アルバイト）の無期転換と社会保険の使用者負担の実現、など

■ 組合の委員会（すべて任期1年）

- ◇ 中央執行委員会：定員9名
- ◇ 中央委員会：定員13名
- ◇ 支部委員会：理工系支部、文系・事務支部（以上、南大沢キャンパス、産技高専、産技大、都庁など）、日野支部（日野キャンパスおよび機械システム工学・電子情報システム工学）、荒川支部（荒川キャンパス）
- ◇ 選挙管理委員会：定員3名

■ 組合員の優遇制度

- ◇ 全労災の火災共済・マイカー共済、および教職員共済への新規加入・継続加入
- ◇ 組合の顧問弁護士への法律相談の初回無料
- ◇ 労働金庫の預金・貸付（一般・住宅など）の金利優遇制度
住宅ローンの場合、固定金利型で組合員は金利1.15%、非組合員は金利3.00%【2018年3月時点】

■ 教員・職員の交流のための主な行事

- ◇ シンポジウム等：言わせてフォーラム「首都大学東京から東京都立大学へ～これまでをふり返り、これからの公立大学を考える～」(2019年3月)
- ◇ フォーラム 「18歳選挙権と日本の民主主義」(2016年11月)
- ◇ 「私の研究」 オンライン学習会(2021年1月, 2月)
- ◇ 教職員懇談会等：各支部を中心とした教職員の懇談会・学習会
※その他, 文系・事務支部での講演会「中国語通訳の仕事と日中経済交流の現場」(2019年12月), 理工系支部ではボルダリング体験会(2019年6月)

■ その他(よくある質問と回答)

- ◇ 《質問》 組合活動に対する処分があるのではと心配です。
【回答】 組合活動は日本国憲法第28条(団結権, 団体交渉権, 団体行動権)によって保障されています。組合活動を理由に処分されることはありません。
- ◇ 《質問》 組合活動が昇任や内部登用など, 人事に影響するのではと心配です。
【回答】 教員・職員共に組合活動が昇任や内部登用などの人事に影響することはありません。これまでに実施された非常勤職員から常勤職員と常勤職員から正規職員の内部登用試験でも, 組合員と組合役員の合格者は多数出ています。
また, 中央執行委員をつとめる教員が准教授から教授に昇任しました。

■ 組合費

教員, 法人固有職員(正規), 都派遣職員の組合費は, 本給=給料月額(1000円未満の端数切捨て。以下同じ)の1000分の9です。組合費の徴収は, 東京都職員信用組合による自動振替を採用しています。

☆ 非常勤契約職員及び非常勤教員については, 毎月給料の1000分の6

☆ 非常勤講師および臨時職員(アルバイト)については, 一律に月額300円とする

◆ 組合費の一例 ◆

★ 教 員

	基本給	組合費
助 教	10号給	約2,800円
准教授	20号給	約4,000円
教 授	30号給	約5,000円

★ 非常勤契約職員 (31時間勤務の場合)

	基本給	組合費
事 務	1号給	約1,000円
司 書	1号給	約1,100円
看護師	1号給	約1,200円
技 術	1号給	約1,200円

※ 上記に支部費(文系・事務支部, 理工系支部, 荒川支部は月15円, 日野支部は月30円)が加算されます。不明の場合は組合事務室にお問い合わせください。

■ 組合への加入方法

添付の申込書にご記入のうえ, 貴職場の支部委員・執行委員, または組合事務室(組合あて封筒を利用し, 学内便で)までご提出ください。組合加入申込書はホームページ掲載の用紙に記入し, メールで送信されても結構です。

◆ 東京都立大学労働組合事務室 ◆

〒192-0397 八王子市南大沢1-1 東京都立大学 本部棟3F-333

電話 042-677-1111 内線1990 直通 042-677-0213 FAX 042-677-0238

e-mail : union@apricot.ocn.ne.jp <http://tmu-union.org/>

東京都立大学労働組合加入申込書

キ
リ
ト
リ

職員番号		男 ・ 女	生 年 月 日		
フリガナ 氏 名			年	月	日生
所 属	学部		学科・コース・課・室・館		
	e-mail				
	職 名		内 線		
就職・異動年月日		年 月 日			
現在の給料	【教員】				
	基本給 : 級 号 年額 円				
	職務基礎額 : 級 号 年額 円				

【東京都派遣職員】					
行政職・業務職 級 号					

【固有職員】（ 正規 非常勤契約 ）					
給料月額 円					

【非常勤講師】					
【アルバイト】					
前の勤務先					
(組合への要望など)					
* 受付年月日		年 月 日			

「現在の給料」は必ずご記入ください。

* 印は記入しないでください。

